

瓦版OOC新聞

第6号

2017年1月11日

発行者

大森氏おしやべり倶楽部

早川庄の地域

史料の所見としてA大江氏史料、B吾妻鏡、C山内首藤文書等がある、とする。

Aには庄の内部構造を示すものはなく、Bは記事そのものに厳密な批判が不可欠。C山内首藤文書等には「名田」「郷名」が確認できる。

○名田

一得名(山内首藤文書)

長尾名(法華堂文書)

久富名(鶴岡八幡宮文書)

○郷名
田子郷(山内首藤文書)
風祭郷(土佐金子文書)

○郷名
田子郷(山内首藤文書)
風祭郷(土佐金子文書)
(*平安時代の庄園盛行によって郷制はすたれたが、鎌倉時代になると新しく聚落とそれの周辺に田地・林野・荒蕪地などを含めたひろがりの呼称として、古い名を利用した郷が生まれて来る。)
周辺地域の郷名として、柳下郷・高田郷・田嶋郷・長墓郷・千葉郷・大友郷・北成田郷・西桑原郷・金子郷・飯泉郷があった(県史資料編)。
早川庄は、田子郷・風祭郷を確実に含み、その他いくつかの郷にまたがって存在したと考えるべきである、とする。

【早川荘(庄)について】

今回は、「相模国早川庄」(『駿河相模の武家社会』(福田以久生)1976年)を1枚に要約してみました(あお)

大江氏の所領だった

史料の初見は嘉保二年(一〇九五)の「大江公仲処分状案」(『平安遺文』所収、もとは『続群書類従』33巻上)である。

大江公仲の長女仲子と養子(嫡子)有経の所領をめぐる争いで、大江家は13の庄園を有し、その1つに相模国早川庄があった。そのなかに、
① 早川庄は(大江家の)相伝所領(*公資→広経→公仲)である。

② 公仲の祖父の公資が「御勢を募らんがため」、藤原長家に寄進し、長家から信長が相伝し領有した。

という引用がある。
仲子の主張によれば、嘉保二年の公仲の隠岐配流に当たって、有経を養子に立てて一

旦はこれに譲ったが、実子未生の以前であったので、これが悔返し(くやみがえし)によつてのちに仲子に譲与えられた、となる。

本家は藤原氏

大江氏は「御勢を募らんがため」つまり上級者の権威を背景とするために、早川庄を藤原氏に寄進した。そこで、藤原氏は「本家職」、大江氏は「領家職」と想定できる。十一世紀後半から十二世紀前半にかけて重層的な領主権が早川庄の上に成立していた。

(*ここでいう「寄進」とは、在地領主が中央貴族に領有権を寄進するという「第一次の寄進」ではなく、「第二次の寄進」本家職の設定」というもの。

大江氏による領有の経緯

史料からストレートに解決できないが、村井康彦氏の所説によれば、

① 遠江国小高庄の場合は、公

② 伊勢の領田の場合は、受領

として国司在任中に買得したもの基礎となつているのではないかと推定する。

早川庄の場合は、大江氏系凶に公資を相模守としていることは、他の傍証もあるので軽々に見落とすことのできないものとして考察の対象におかねばならない、とする。

そして、公資は女流歌人相模を妻とし、「相模集」は相模国在国中の和歌を多く載せていることなどから、遥任でなく現任した国司であったろうとするならば、いささか急であるかも知れないが早川庄の大江氏領有の契機をこの公資の相模守在任時に見出すこともできるのではあるまいかとする。